

は「多様な働き方を選択する」とも言えます。そもそも働き方改革とは、中小企業は来年4月1日から、「時間外労働の上限規制」(※)が施行されました。会員の皆様におかれましては、改正の対応などご苦労されている部分も多々あるのではないかと察しますが、適切なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

本年4月1日から「時間外労働の上限規制」(※)が施行されました。「年次有給休暇の取得義務化」などいわゆる働き方改革関連法が施行されました。

できる社会を実現するため、長時間労働の抑制、多様で柔軟な働き方、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を実現する」というものです。

働き方改革を推進する背景として日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」という現象があります。働き改革とは、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」に対応するため、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにして、より多くの人にとっているとも言えます。

監督署の窓

「働き方改革」のすすめ



1	労働時間相談・支援班
2	あいち働き方プランナー
3	愛知働き方改革推進支援センター



日本の人口動態は2008年の約12,808万人をピークとして2030年に000万人減少すると予測され、労働者の内訳も高齢労働者の割合が増加していくと見込まれます。さらに2100年には約4959万人になると予測されます。出生が中水準の場合(※)の推計値)されています。また、現在、全国的に人手不足の状況にあり、特に愛知県は有効求人倍率が2倍前後と高止まりしております。このため、人材確保に苦労している企業からの声も多く寄せられています。

名古屋北労働基準監督署では、事業主の方の働き方改革への取り組みを支えるため、(1)「労働時間相談・支援班」を設置し法改正への対応などのご相談を承っています。

会員の皆様におかれましては、東京オリンピック以降、後退するのではなく、いかという話があり、効率人倍率も低くなると東海地域においては、後もりニア関連をはじめとしたビッグプロジェクトが予定されており、愛

くくりの実現に向けた広範な支援を行うため、専任の(2)「あいち働き方プランナー」を配置し、専用の「企業支援ブース」を設け、働き方改革に関するさまざまなご相談の対応をさせていただいています。また、愛知労働局では自社の働き方改革の推進に取り組む事業主を支援するため(3)「愛知働き方改革推進支援センター」を設置し、働き方改革に関するさまざまなお問い合わせをさせていただいているいます。

会員の皆様におかれましては、(1)「労働時間相談・支援班」(2)「あいち働き方プランナー」(3)「愛知働き方改革推進支援センター」をご活用いただき、積極的に働き方改革の推進に取り組んでいただきまます。ようお願い申し上げま

(2) 「あいち働き方プランナー」

中小企業事業主のみなさまへ

**「魅力ある職場づくり」を
あいち働き方プランナー
がお手伝いします**

「あいち働き方プランナー」って？

2020年4月1日からの時間外労働の上限規制の施行に向け、皆さまの会社が抱える課題を把握し、働き方改革の実行による魅力ある職場づくりの実現に向けた広範な支援を行う、専門のスタッフです。

人材の確保・定着につながる働き方改革の実現に向けた取組

人手不足克服につながる多様な人材の確保・離職防止の取組

長時間労働の削減につながる生産性向上に向けた取組

時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

あいち働き方プランナーが、このようなご相談を承ります！

◆ 労働基準監督署に設置した、専用の「企業支援ブース」においても相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先：あいち働き方プランナー企業支援ブース

名古屋北労働基準監督署 052-855-0694、名古屋東労働基準監督署 052-855-0561
名古屋南労働基準監督署 052-659-1017、名古屋西労働基準監督署 052-855-0476
豊橋労働基準監督署（豊橋ハローワーク内）0532-57-1664

(1) 「労働時間相談・支援班」

中小企業事業主のみなさまへ

**「働き方改革」への取り組みを支えるため
労働時間相談・支援班員
がお手伝いします**

専門の「労働時間相談・支援班員」が、以下のようなご相談を承ります。

- ① 人材の確保・定着につながる働き方改革の実現に向けた取組
- ② 労働基準法の改正に対応するための働き方の見直しの取組
- ③ 長時間労働の削減・年次有給休暇の取得促進に向けた取組
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

うちの会社の労働時間制度はこれまでいいのかな…？

このようにお悩みではないですか？
個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

◆ 労働基準監督署に設置した「労働時間相談・支援コーナー」においても相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ先：名古屋北労働基準監督署 電話：052-961-8653（方面）

(3) 「愛知働き方改革推進支援センター」（裏面）

愛知働き方改革推進支援センター 空
FAX: 052-747-5640

※ 下記利用申込書の各欄にご記入の上、FAXまたはメールでお送りください！
送信いただいた内容はこの目的以外では使用しません。

「魅力ある職場づくり」、「AICHI WISH事業」などに関する
**派遣型専門家による企業への個別訪問を
無料で実施します**

長時間労働の是正、生産性向上による効率化等の専門的知識を有する専門家
(例えば、中小企業診断士、社会保険労務士、IT専門の経営コンサルタント等のこと)

専門家派遣スケジュール(イメージ)

1. 初回訪問
→専門家派遣に先立ち、選定された専門家より、御社に電話連絡の上、訪問日時・支援の内容等についてヒアリングをさせていただきます。
2. 初回訪問
→専門家が抱える労務管理・経営管理上の問題点などの実情をヒアリングし、問題点解決に向けた提案を行います。
3. 2回目訪問(必要に応じて実施します)
→初回訪問の状況を踏まえたさらなる提案や、初回訪問後のフォローアップなどを実施いたします。
※必要に応じ、初回訪問を含め、最大5回訪問いたします。

専門家派遣 利用申込書

事業場名				
所在地				
担当者	部署:	氏名:		
連絡先	電話:	FAX:		
希望日	第1 希望 平成 年 前年 / 月 午後	第2 希望 平成 年 前年 / 月 午後	□ 日程調整を希望 ※担当者ごとに異なります。	
相談内容 (ご希望内容に記入 記入して下さい)	□ 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない □ 生産性向上(業務効率化・IT活用) □ 人材採用・人材確保 □ 人材育成・教育訓練 □ 長時間労働の是正 □ 有給休暇の取扱いの対応 □ 有給休暇の申請・貰得 □ 分業化・賃金 □ その他の(例:社内規則など)内容がございましたら、こちらにご記入ください。			

※本制度をご利用いただけるのは愛知県内に事業所や店舗がある企業を基本としております。
※お申し込み後、派遣型専門家からお電話を差し上げます。
※ご記入いただいた内容は、センター業務に必要な範囲で限定して使用させていただきます。
※企業名を含め、すべて秘密厳守いたします。お気軽にお申しあげください。
※お問い合わせ等ございましたら、表面の連絡先までご連絡ください。

(3) 「愛知働き方改革推進支援センター」（表面）

全業種向け

WISH 働き方改革応援プレセミ No.00

働き方改革推進支援センター利用のすすめ

～人材確保への第一歩～

～人材確保への第一歩～

働き方改革応援プレセミ

愛知働き方改革推進支援センターのご紹介

愛知働き方改革推進支援センターでは働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けています！

<事業内容>

1. 窓口等で相談をお受けします！
専門家による電話・メール、窓口相談等により、御社のお悩みをお聞きし、技術的支援を行います！(相談は何でも可能ですが)
2. 小中企業診断士、社会保険労務士等の専門家を派遣します！
中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を御社の希望に沿った専門家を選定いたします。

<相談事例>

- 人手不足を解消したいけど、何をすればいいかわからない
- 賃金を引き上げるため、会社の生産性を向上させたい
- 助成金を利用したいけど、うちが活用できる制度を教えてほしい
- 従業員の能力向上を図るために効率的な育成制度を導入したい
- 初めて人を採用したけど、気をつけなければならない点は？
- IT化を進めたいけど、対応できる専門家がいないなど

相談はすべて無料です。
秘密を厳守しますので、お気軽にご相談ください。

専門家の派遣については、
表面の印鑑
専門家紹介書
専門家紹介書

御社の働き方改革を「愛知働き方改革推進支援センター」は応援します！

詳しくは当センター特設サイトへアクセス▶ [愛知働き方改革推進支援センター](#) (平成30年度実績開拓会議、セミナー・講習会)

相談窓口：名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階 (タスクワール内)
相談日時：周一～周五 (毎週水曜日・祝日を除く) 10時～17時
TEL: 0120-552-754
E-mail: task@task-work.com

2019年作成 (No.00)

※詳しくは、本誌同封の案内をご覧ください。